

## 模擬審査②のポイント

## 模擬申請－1

○法第 21 条第 8 項の規定に基づく都道府県がん情報の申請

- (1) 情報の利用目的及び必要性
- (2) 同意の取得  
※同意書の内容は適切か。
- (3) 利用者の範囲  
※①及び②について適切か。
- (4) 利用する情報の範囲
- (5) 利用する情報及び調査研究方法  
※都道府県がん情報の利用として適切か。
- (6) 利用期間
- (7) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法  
※都道府県がん情報の利用として適切か。
- (8) 調査研究成果の公表方法及び公表時期
- (9) 情報の利用後の処置
- (10) その他

## 模擬申請－2

○法第 21 条第 3 項の規程に基づく全国がん登録情報の申請

(法の施行日前に開始された研究)

- (1) 情報の利用目的及び必要性
- (2) 同意の取得  
※「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」(平成 27 年 12 月厚生労働省告示第 471 号)に即した措置が講じられているか。
- (3) 利用者の範囲  
※①及び②について適切か。
- (4) 利用する情報の範囲
- (5) 利用する情報及び調査研究方法  
※全国がん登録情報の利用として適切か。
- (6) 利用期間  
※5 年以上分析する必要がある研究であるか。
- (7) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法  
※全国がん登録情報の利用として適切か。
- (8) 調査研究成果の公表方法及び公表時期
- (9) 情報の利用後の処置
- (10) その他

### **模擬申請－3**

○法第 21 条第 4 項の規程に基づく匿名化された全国がん登録情報の申請

(1) 情報の利用目的及び必要性

(2) 同意の取得

(3) 利用者の範囲

※①について適切か。

(4) 利用する情報の範囲

(5) 利用する情報及び調査研究方法

※全国がん登録情報の匿名化された情報の利用として適切か。

(6) 利用期間

(7) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

※全国がん登録情報の匿名化された情報の利用として適切か。

(8) 調査研究成果の公表方法及び公表時期

(9) 情報の利用後の処置

(10) その他